

海南省新庁舎移転業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

現在建設（旧株式会社和歌山リサーチラボ社屋を改修及び増築）している新庁舎の供用開始に向け、行政サービスに支障が生じることのないよう移転計画の策定及び進行管理を行い、公文書・什器類その他の物品の新庁舎への移転作業を円滑に実施することを目的とする。

なお、本業務については、限られた期間内に確実にかつ効率的に進める必要があるため、プロポーザル方式により企画提案を公募し、専門的な知識と経験を有する業者に委託することとした。

2 プロポーザルの形式と参加資格

このプロポーザルは公募型プロポーザルとし、参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の提出期限において、海南省から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更正計画の認可が決定した者又は民事再生法に基づく再生計画の認可が確定した者については、当該申立てがされていない者とみなす。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人等ではないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある法人等ではないこと。
- (6) 平成 24 年度以降に、本業務と同種又は類似のものに関し受託した実績があること。

3 業務の概要

- (1) 業務名称
海南省新庁舎移転業務委託
- (2) 業務内容
別添「海南省新庁舎移転業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務委託期間
契約締結日から平成 29 年 12 月 31 日まで
- (4) 業務規模
本業務に関する費用は、20,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

4 参加表明書等の提出

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出すること。

(1) 提出様式

ア 参加表明書（様式1）

イ 事業者概要（様式2）

ウ 業務実績書（様式3）

平成24年度以降に元請けとして契約し、既に完了した業務について記載すること。

エ 現受託業務概要（様式4）

平成29年5月1日時点で受託している業務について記載すること。

(2) 提出期限 平成29年5月10日（水）

(3) 提出場所 海南市総務部総務課庶務係（和歌山県海南市日方1525番地6）

(4) 提出部数 各1部

(5) 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。

5 企画提案書等の作成

企画提案書等は、次に定めるところにより作成し、提出すること。

(1) 企画提案に必要な書類

企画提案に必要な書類は次のとおりとするが、アの企画提案書以外は、審査の公平を期するため、会社名等の表示及び提出者が特定できる表現はしないこと。

ア 企画提案書（様式5）

イ 企画提案（様式自由とする。ただし、A4版で10枚以内とし、用紙両面の使用も可とする。なお、下記（ア）から（オ）までの事項を踏まえて作成すること。）

（ア） 本業務の実施体制、配置予定者及び業務全体の概略スケジュールを記載すること。

（イ） 効率的に円滑な移転作業を行うための方策及びポイントについて記載すること。

（ウ） 移転計画策定に際して実施する調査、作業及び支援的業務の目的、効果及び実施方法等について提案すること。

（エ） 移転計画についての市職員を対象とする説明会の実施方法等について記載すること。

（オ） 仕様書に記載のない独自のノウハウや業務があれば記載すること。

- ウ 参考見積書（A4版で様式自由とする。）
- (2) 不明な点がある場合の質問の提出及び回答
質問は、電子メール（着信を確認すること。）によるものとする。
- ア 提出様式 質問書（様式6）
- イ 提出場所 海南市総務部総務課メールボックス
（電子メールアドレス somu@city.kainan.lg.jp）
- ウ 提出期限 平成29年5月12日（金）午後5時15分
- エ 回答方法 提出された質問に対する回答は、5月16日（火）正午までに、
全ての参加者に対して電子メールにより行う。

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 平成29年5月19日（金）午後5時15分
- (2) 提出場所 4の(3)に同じ。
- (3) 提出部数 6部（参考見積書は、正本1部のみ押印し、残りの5部は複写可）
- (4) 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。

7 企画提案に対するヒアリング

次により企画提案書等に係るヒアリングを実施する。なお、5(1)ウの参考見積書の額が本市予算額を超える場合は、ヒアリング対象としない。

- (1) 予定日 平成29年5月25日（木）
- (2) 時間及び場所 企画提案書等を提出した者に後日通知する。
- (3) 説明者 説明者は、本業務の主担当者とする。
- (4) 持ち時間等 30分程度（企画提案書等の説明（20分以内）、質疑応答（10分程度））
- (5) 使用機器等 プロジェクター（RGB端子、ビデオ端子、S端子対応）、スクリーン及びホワイトボードは海南市が用意する。その他の機器（パソコン等）が必要な場合は、事前に総務課に相談し、提案者が準備すること。

8 企画提案の選定

海南市新庁舎移転業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）における審査を経て、本業務について最も適切な企画提案を選定する。

- (1) 企画提案書等の審査方法
企画提案書等に関する評価は、次の各項目について総合的な判断を行う。
 - ア 業務実績

- イ 業務実施体制
 - ウ 移転業務に対する取り組み方針及び提案内容
 - エ ヒアリング
 - オ 参考見積の金額及び提案内容との整合性
- (2) 企画提案書等の評価
- ア 評価基準 別表のとおりとする。
 - イ 順位の設定 各委員の評価点数の平均（算術平均）の高い順に順位付けを行う。この場合において、同点の企画提案があるときは、委員会で協議し、その順位を決定する。
- (3) 選定の条件
- 各委員の評価点数の平均（算術平均）が 60 点以上とする。条件を満たす企画提案がない場合は、選定せず、再度公募する。
- (4) 選定結果の通知及び公表
- 選定した企画提案書等の提出者に対しては、平成 29 年 5 月 31 日（水）付けで書面によりその旨を通知するとともに、選定されなかった者に対しては、同日付けで書面によりその旨と理由を通知する。また、各提案者（選定されなかった者についてはその名称を除く。）に関し、別表の評価項目ごとの評価点数を公表する。
- なお、本選定結果に対する異議の申立ては受け付けない。

9 契約の締結

上記により選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、評価点数が 60 点以上の者のうち上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。60 点以上の者がいない場合は、再度公募する。

10 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合（提出者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りでない。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 複数の提案を行った場合

11 その他

- (1) 企画提案書等の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出された書類は、提出者に無断で本件プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。

- (5) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出するものとする。
- (6) 提出された企画提案書等は、海南市情報公開条例（平成 17 年海南市条例第 10 号）に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除いた部分が公開されることがある。
- (7) 提案者が 10 の（2）から（4）までのいずれかに該当することが、契約締結後に発覚した場合は、当該契約を取り消すことができるものとする。
- (8) 提案業者が 1 者のみであっても、参加資格を有する業者であればプロポーザルを実施する。

12 問い合わせ・提出先

海南市総務部総務課庶務係

〒642-8501 和歌山県海南市日方 1525 番地 6（海南市役所本庁 4 階）

電話：073-483-8590（直通） 電子メール：somu@city.kainan.lg.jp

(別表)

評 価 基 準

評価項目	評価の着眼点	評価及び評価点数 (100点満点)				
		極めて良好	良好	十分	やや不十分	不十分
業務実績	同様の業務を受託した実績（導入の規模、受託年度、件数等）は十分にあるか。	10	8	6	4	2
業務実施体制	本業務を実施するための体制は十分に確保されているか。 （主担当者及び補助者の経験・実績は十分にあるか、主たる担当職員の手持ち業務の状況はどうか。）	20	16	12	8	4
移転業務に対する取り組み方針及び提案内容	本業務の目的・趣旨（プロポーザル実施要領の企画提案に記載された内容等）を十分に踏まえた上で、効率的に移転できる現実性のある計画となっているか。	10	8	6	4	2
	他の工事関係業者等との連携や安全管理への配慮が十分になされているか。	10	8	6	4	2
	円滑に移転業務を進められるよう、市職員に対する説明会等の機会が効果的に提案されているか。	10	8	6	4	2
ヒアリング	ヒアリング時の説明においても専門技術を十分発揮できると認められるか。また、積極的に取り組む姿勢がうかがわれるか。	10	8	6	4	2
参考見積の金額及び提案内容との整合性	本業務に必要な費用の見積金額は適正であり、提案内容と整合性がとれているか。	30	24	18	12	6